

第2回青梅市選挙管理委員会日程

令和8年5月22日
午前10時00分
市役所6階
601会議室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 行事報告について
- 3 議 事 付議案件 青梅市選挙執行規程の一部改正について
- 4 その他 (1) 今後の行事予定について
(2) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和8年6月1日(月) 10時00分
会 場 市役所6階601会議室
議 題 選挙人名簿登録者の決定について ほか
(3) その他

行事報告

(1) 東京都選管関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
	該当なし			

(2) 全選連関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
5月20日	全選連東京支部会 定期総会	府中の森芸術劇場	15:00	委員長、局長

(3) 都市選連関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
5月12日	都市選連会 第1回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長
5月14日	都市選連会 定期総会	府中の森芸術劇場	15:00	委員長、委員、局長

(4) 明るい選挙推進協議会（都市推協等）関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
4月28日	東京都市明るい選挙推進協議会定期総会	たましんRISURUホール	14:00	会長、役員、局長、事務局

(5) 市部第1ブロック（八王子、立川、昭島、日野、福生、羽村、あきる野）単独選挙

月日	選挙名
	該当なし

青梅市選挙執行規程の一部改正について

1 改正の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正を踏まえ、選挙人等は、選挙の効力に関する異議の申出等にかかる尋問に代わる書面の提出について、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる規定を加えようとするものである。

2 改正の内容

(1) 選挙人その他の関係人は、選挙の効力または当選の効力に関する異議の申出もしくは審査の申立てにかかる尋問に代わる書面の提出について、当該書面に記載すべき事項を次のいずれかの方法により提供することができる規定を加える。【第108条関係】

ア 電子データを記録した記録媒体を郵送し、または持参する方法

イ 電子データを電子メール等により送付する方法

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日

告示の日

青梅市選挙執行規程の一部改正について

青梅市選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第108条中「請求）」の次に「第1項」を加え、「関係人の出頭及び」を「関係人の出頭および」に、「様式第43号」を「および様式第43号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第212条第2項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法（平成8年法律第109号）第205条第2項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等（以下「提供者」という。）は、次の各号のいずれかの方法により当該事項を提供することができるものとする。

(1) 電子データを記録した記録媒体を委員会に郵送し、または持参する方法

(2) 電子データを電子情報処理組織（委員会の使用にかかる電子計算機（入出力装置を含む。）と提供者の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用し、委員会に送信する方法

様式第42号中「印鑑および」を削り、「青梅市管理委員会」を「青梅市選挙管理委員会」に改める。

様式第43号中「@」を削る。

付 則

この規程は、告示の日から施行する。

証 人 呼 出 状

何某から提起された 年 月 日執行の 選挙における選挙（当
選）の効力に関する異議の申出（審査の申立て）につき、あなたを証人として下
記の事項に関し、お尋ねしたいので 年 月 日午前（後）
時当委員会においでください。

なお、当日は、この呼出状をご持参ください。

記

尋問事項

年 月 日

青梅市選挙管理委員会 印

あて

宣 誓 書

良心に従って、本当のことを申し述べます。知っていることをかくしたり、ないことを申し述べたりなど決していたしません。

以上のとおり誓います。

証人 署 名

青梅市選挙執行規程の一部改正新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>○青梅市選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会告示第7号）</p> <p>改正後</p> <p>（呼出状および宣誓書） 第108条 法第212条（選挙人等の出頭及び証言の請求）第1項の規定により委員会が選挙人その他の関係人の出頭および証言を求めるときは、呼出状および宣誓書の様式はそれぞれ様式第42号および様式第43号によるものとする。</p> <p>2 法第212条第2項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法（平成8年法律第109号）第205条第2項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等（以下「提供者」という。）は、次の各号のいずれかの方法により当該事項を提供することができる。</p> <p>（1）電子データを記録した記録媒体を委員会に郵送し、または持参する方法</p> <p>（2）電子データを電子情報処理組織（委員会の使用にかかる電子計算機（入出力装置を含む。）と提供者の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用し、委員会に送信する方法</p> <p>様式第42号（第108条関係）</p> <p>様式第43号（第108条関係）</p>	<p>（呼出状および宣誓書） 第108条 法第212条（選挙人等の出頭及び証言の請求）の規定により委員会が選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めるときは、呼出状および宣誓書の様式はそれぞれ様式第42号、様式第43号によるものとする。</p> <p>様式第42号（第108条関係）</p> <p>様式第43号（第108条関係）</p>	

<p>付 則</p> <p>この規程は、告示の日から施行する。</p>		
-------------------------------------	--	--

改正後

様式第42号 (第108条関係)

<p>何某から提起された 選)の効力に関する異議の申出(審査の申立て)につき、あなたを証人として下 記の事項に関し、お尋ねしたいので 時当委員会においてください。 なお、当日は、<u> </u>この呼出状をご持参ください。</p> <p>尋問事項</p>	<p>証人呼出状</p> <p>年 月 日 執行の 選挙における選挙(当 選)の効力に関する異議の申出(審査の申立て)につき、あなたを証人として下 記の事項に関し、お尋ねしたいので 時当委員会においてください。 なお、当日は、<u> </u>この呼出状をご持参ください。</p> <p>記</p> <p>年 月 日</p> <p>あて</p> <p>青海市選挙管理委員会 印</p>
--	--

改正前

様式第42号 (第108条関係)

<p>何某から提起された 選)の効力に関する異議の申出(審査の申立て)につき、あなたを証人として下 記の事項に関し、お尋ねしたいので 時当委員会においてください。 なお、当日は、<u> </u>この呼出状をご持参ください。</p> <p>尋問事項</p>	<p>証人呼出状</p> <p>年 月 日 執行の 選挙における選挙(当 選)の効力に関する異議の申出(審査の申立て)につき、あなたを証人として下 記の事項に関し、お尋ねしたいので 時当委員会においてください。 なお、当日は、<u> </u>この呼出状をご持参ください。</p> <p>記</p> <p>年 月 日</p> <p>あて</p> <p>青海市 管理委員会 印</p>
--	---

改正後

様式第43号 (第108条関係)

宣 誓 書	宣 誓 書
良心に従って、本当のことを申し述べます。知っていることをかくしたり、ないことを申し述べたりなど決していたしません。	良心に従って、本当のことを申し述べます。知っていることをかくしたり、ないことを申し述べたりなど決していたしません。
以上とおり返います。	以上とおり返います。
証人 署 名	証人 署 名

改正前

様式第43号 (第108条関係)

宣 誓 書	宣 誓 書
良心に従って、本当のことを申し述べます。知っていることをかくしたり、ないことを申し述べたりなど決していたしません。	良心に従って、本当のことを申し述べます。知っていることをかくしたり、ないことを申し述べたりなど決していたしません。
以上とおり返います。	以上とおり返います。
証人 署 名	証人 署 名

総行選第37号
令和4年5月25日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿
各指定都市選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長

公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正について（通知）

民事訴訟手続の全面的な IT 化等を実現する民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。以下「改正法」という。）が本日公布されました。

改正法により、公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）が、それぞれ改正されます。

これらの改正は、改正法により、裁判所は、判決の言渡しをするときは、電子判決書（改正法による改正後の民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「新民訴法」という。）第252条第1項に規定する電子判決書をいう。以下同じ。）を作成しなければならないこととされたこと等に伴い、規定の整備を行うものです。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正内容を十分御理解されるとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 投票所への電子判決書記録事項証明書所持

選挙人名簿等に登録されていない者で確定判決の判決書の判決書の正本若しくは謄本又は電子判決書（新民訴法第253条第2項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子判決書に記録されている事項と同一であることを証明したもの（以下「電子判決書記録事項証明書」という。）を所持し、選挙の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならないこと等とされたこと。（改正法による改正後の公職選挙法（以下「新公選法」という。）第42条第1項及び第49条の2第4項並びに改正法による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律

政 令

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百十四号

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

内閣総理大臣	高市 早苗
総務大臣	林 芳正
法務大臣	平口 洋
文部科学大臣	松本 洋平
厚生労働大臣	上野賢一郎
農林水産大臣	鈴木 憲和
経済産業大臣	赤澤 亮正
国土交通大臣	金子 恭之

森林経営管理法による不動産登記に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百十五号

森林経営管理法による不動産登記に関する政令

内閣は、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

第一条 この政令は、森林経営管理法（以下「法」という。）第五十四条の規定による不動産登記法（平成十六年法律第二十号）の特例を定めるものとする。

第二条（所有権の移転の登記の嘱託）

法第五十二条第一項の規定による公告（法第五十一条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。次条において同じ。）があった権利集積配分一括計画に係る土地について、法第五十二条第三項の規定により所有権が移転した場合において、当該所有権の移転を受けた構想適合事業者の請求があるときは、市町村は、当該構想適合事業者のために、所有権の移転の登記を嘱託しなければならない。

（嘱託による登記手続）

第三条 前条の規定により登記を嘱託する場合には、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三各号に掲げる事項のほか、前条の規定により登記を嘱託する旨を嘱託情報内容とし、かつ、法第五十二条第一項の規定による公告があったことを証する情報及び登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（登記識別情報の通知）

第四条 登記官は、第二条の規定による嘱託に基づき同条の登記を完了したときは、速やかに、登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により登記識別情報の通知を受けた嘱託者は、遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならない。

（代位による登記の嘱託）

第五条 市町村は、第二条の規定により登記を嘱託する場合において、必要があるときは、次の各号に掲げる登記をそれぞれ当該各号に定める者に代わって嘱託することができる。

一 土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記 表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人

二 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記 所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人

三 所有権の保存の登記 表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人

四 相続その他の一般承継による所有権の移転の登記 相続人その他の一般承継人

（代位による登記の登記識別情報）

第六条 第四条の規定は、前条の規定に基づいて同条第三号又は第四号に掲げる登記を完了したときについて準用する。

（法務省令への委任）

第七条 この政令に定めるもののほか、この政令に規定する登記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附則

この政令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法務大臣 平口 洋
内閣総理大臣 高市 早苗

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百十六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第二条第二項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項及び第五十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三十五号ロ中「以下「ハニフルオロテロマルアルコール」という。」を削り、同項第三十六号中「限る」の下に「次号において同じ。」を加え、同項第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、同項第三十七号中「第七条の表二十一の項」を「第七条の表二十二の項」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 ベルフルオロ（ヘキサ）ーニスルホン酸 関連物質（トリデカフルオロアルコール）スルホニル基（炭素数が六のものに限る。）又は（トリ）デカフルオロアルコール）スルフィニル）オキシ基（炭素数が六のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりベルフルオロ（ヘキサ）ーニスルホン酸）又はベルフルオロ（アルカニ）スルホン酸）を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。以下同じ。）

第一条第二項中「前項第三十五号ハ」の下に「又は第三十七号」を加える。

今後の行事予定

(1) 東京都選管関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
	該当なし			

(2) 全選連関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
6月4日	全通選常総連会	文京シビックホール	13:00	委員長、委員、局長
6月5日	全選挙事務研究連会	北とぴあ	9:30	(欠席)

(3) 都市選連関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
5月25日	都市選連1B 委員長・局長会	八王子市役所本庁舎	15:00	委員長、局長
5月27日	都市選 第2回事務局長会	東京自治会館	15:00	局長
5月27日	都市選連1B 次長・係長・主任・主事合同研修会	あきる野市役所	14:00	事務局
6月10日	都市選 第1回委員長会	東京自治会館	15:00	委員長、局長
7月31日	都市選 第2回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長
8月20日	都市選 第3回事務局長会	東京自治会館	15:00	局長
10月15日	都市選 第3回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長
11月24日	都市選 第4回事務局長会	東京自治会館	15:00	局長
11月30日	都市選 第2回委員長会	東京自治会館	15:00	委員長、局長
2月1日	都市選 第4回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長
2月3日	都市選 第5回事務局長会	東京自治会館	11:00	局長
3月3日	都市選 第3回委員長会	東京自治会館	15:00	委員長、局長
3月11日	都市選 第5回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長

(4) 明るい選挙推進協議会（都市推協等）関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
11月19日	東京都明るい選挙推進大会	文京シビックホール	未定	会長、役員、局長、事務局

(5) 市部第1ブロック（八王子、立川、昭島、日野、福生、羽村、あきる野）単独選挙

月日	選挙名
6月21日	立川市議会議員選挙
7月19日	あきる野市長選挙・市議会議員選挙